



開封前にあて名をご確認ください。

「ねんきん定期便」

お客様の年金加入記録をお送りします。

「ねんきんネット」のご案内を同封しました。
パソコン等で、年金加入記録をカンタンに確認できます。
ぜひ、ご登録ください。

そこが知りたい



くらしの金融知識

公的年金制度をきちん と知り、自分たちの老 後に備えよう

安心して自立した老後の暮らしを経済面から支える日本の公的年金制度。現役世代が納めた保険料を、今の高齢者の年金給付に充てる賦課方式により成り立っています。そのため、少子高齢化が進むことで、「若い世代は受給額が減るのでは?」、「年金制度は破たんするのでは?」といった漠然とした不安の声も聞かれます。まずは公的年金制度をきちんと知ったうえで、自分の加入状況を確認しましょう。公的年金が私たちの暮らしをどのように守っているかを理解すれば、自分たちの老後の生活の備えも、より具体的に考えられるでしょう。

自分たちの暮らしを守る、 自分たちのための制度

2018年4月末時点で、国民年金保険料の納付率は7割程度にとどまっています。どのような事情や背景があるのでしょうか。厚生労働省の「平成26年国民年金被保険者実態調査」によれば、保険料を納付しない理由のトップは「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」で、次いで「年金制度の将来が不安・信用できない」、「納める保険料に比べて、十分な年金額が受け取れない」といった内容が挙がっています。

保険料に見合うだけの価値がないといった思いが垣間見られますが、そもそも、公的年金は、貯蓄でも金融商品でもなく、社会保険、つまりリスクに備える

「保険」です。まずは、自分たちの暮らしを守る、自分たちのための制度だという認識で接することが大切です。

現在の公的年金制度は、1961年に誕生しました。高度経済成長期の最中で日本の社会が大きく変わりつつあった時代です。都市化や核家族化が進み、それまでの日本では当たり前だった家族や親族で暮らしを支え合う仕組み（私的扶養）が難しくなり、社会全体で公平に支え合う仕組み（社会的扶養）が必要になったのです。

老後への経済的な備えだけが年金の目的であれば、働いて得た収入から、コツコツとお金を貯めておけばよいのではないかと思われるかもしれませんが、一家の大黒柱が病気やけがで障害を負ってしまい働けなくなったり亡くなってしまっ

たりすることもあるでしょう。実は、こうした想定外のリスクに対応できるのも公的年金の大きな特色なのです。

生じるリスクに応じて、公的年金は三つの種類に分けられます【図表1】。

65歳から一生涯、給付される「老齢年金」、けがや病気などにより一定の障害を負った場合に給付される「障害年金」、年金受給者や被保険者が亡くなった際に、配偶者や子どもが給付を受けられる「遺族年金」の三つです。公的年金に適切に加入していれば、老齢年金のみならず、障害年金や遺族年金の保障を受けることができるのです。いざというときの自分の暮らしを守るためにも、公的年金はとても重要な制度だといえます。

【図表1】公的年金の種類(基礎年金)

老齢基礎年金	65歳から終身給付を受けることができる。普通、「年金」といえばこの老齢年金を指す
障害基礎年金	加入中、病気やけがなどで一定の障害を負った場合に給付される。また、20歳前の障害にも対応している
遺族基礎年金	年金受給者や被保険者が亡くなったとき、配偶者(※)か原則18歳以下(※※)の子が給付を受けられる ※夫が遺族基礎年金を受けられるのは、妻の死亡が2014年4月1日以降の場合 ※※18歳になった年度の3月31日まで

(出所)厚生労働省「いっしょに検証! 公的年金」

給付と負担をバランスさせる、年金財政の枠組み

公的年金制度は、どのように成り立つ

ているのでしょうか。そもそも年金制度には、将来自分が受け取る年金額を自分で積み立てる「積立方式」と自分が納付した保険料を、その時々々の年金給付に充てる「賦課方式」があります。

日本では、社会的扶養を実現するため、賦課方式を取っており、急激なインフレなどによる受取年金額の価値の目減りを避けることができる半面、現役世代と年金受給世代の比率が変わると、保険料負担の増加や受取年金額の減額などの対策が必要になります。

公的年金は、社会経済情勢の変動を踏まえて、5年に一度、保険料を再計算することが法律で定められており、少子高齢化が進むにつれ、給付水準を保つべく、保険料が引き上げられてきました。

その結果、若手層を中心に負担がどこまでも増えてしまうのではないかと不安視する声が広がりました。将来的に安心して運用される制度となるよう、さまざまな改正が行われ、2004年の制度改正では、長期的に給付と負担のバランスを取る仕組みが導入されました。具体的には、少子高齢化が進んでも、保険料が際限なく上がることを避けるよう保険料の上限を法律で決めました。加えて、100年先までの人口と経済情勢を仮定して保険料収入の見通しを立て、給付水準を自動的に調整する仕組みを設けました。これが「マクロ経済スライド」とよばれる仕組みです。

将来の仮定や見直しは、日本のみならず世界経済の状況に左右されるため、財政検証とよばれる、いわば公的年金の定期健康診断が5年に一度実施されています。

なお、公的年金の財源は、すべて保険料で賄っているわけではありません。国庫負担として税金が投入されています。当初の国庫負担は、基礎年金(国民年金)勘定の3分の1でしたが、2004年の制度改正で、段階的に2分の1に引き上げられることになりました。その後、2014年4月に2分の1の負担比率が恒久化されました。

また、公的年金は、賦課方式を取っていますが、一定の積立金(年金積立金)も保有しています。この積立金は、過去の保険料収入のうち、年金給付に充てられなかった資金で、市場で運用した収入の一部を年金給付にも活用しています。年金積立金は、年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)によって国内外の株式や債券で運用され、資産額は156兆円に上ります(2017年度末時点)。

最近の制度改正

最近でも、年金については、いくつもの制度改革が進んでいます。ポイントは大きく五つあります。

一つ目はマクロ経済スライドによる調

整ルールの見直しです。マクロ経済スライドによる年金額の調整は、前年度より年金額を引き下げる調整は行わない措置(名目下限措置)が取られてきました。しかし、2018年4月からは、当該措置は維持しつつ、賃金・物価が下落するなどして調整できなかった未調整分を賃金・物価の上昇時に繰り越して調整する仕組み(キャリアオーバー)が導入されました。

二つ目は、賃金・物価スライドの見直しです。現行では、例えば、現役世代の賃金下がったため年金額も下方改定すべきときでも、それを制限する仕組みがあります。2021年4月からは、これをより本来のあり方に近づける改正が行われることが決まっています。これら二つの見直しにより、年金関連の支出増加が抑制され、将来世代の給付水準が確保されることが展望されます。マクロ経済スライドは、賃金・物価が下落した場合には実施されないため、これまで、2015年度に1回実施されたにとどまっていますが、いずれにしても、こうした見直しは、年金制度自体の持続性にプラスに働くことでしょう。

三つ目は加入対象者(短時間労働者)の拡大です。従来、一般的に週30時間以上働く従業員が社会保険への加入の対象でしたが、常時501人以上の従業員がいる事業所について、週20時間以上働く従業員にも対象が広がりました。さら

【図表2】 公的年金の仕組み



(出所)厚生労働省「いっしょに検証！ 公的年金」より山中伸枝氏作成

に、2017年4月からは、従業員が500人以下の会社でも、労使で合意すれば、会社単位で社会保険に加入できるようになりました。

四つ目は、老齢年金の受給資格を得るために必要な保険料納付済期間の短縮です。2017年8月に25年から10年に短縮され、これにより64万人の人が無年金から救済されたといわれています。

また、五つ目として受給開始年齢が選択制になったのもポイントです。年金受給開始年齢を60歳から70歳までのいずれかに変えることができますが、65歳より前に開始年齢を繰り上げる場合の年金額

は1カ月当たり0・5%減額、65歳より後に繰り下げる場合の年金額は1カ月当たり0・7%増額となります。

年金という財布を いくつ持っているかを イメージする

公的年金は、立場によって加入の仕方が異なります。構造を図解化すると左のようになります【図表2】。

1階部分に相当する「国民年金」は日本に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての方が加入します。保険料は年度によって異なりますが、定額(2018年度

は月額1万6340円)です。

フリーランスなど自営業者が受け取れるのはこの国民年金です。こうした加入者は、第1号被保険者とよばれています。

2階部分に当たる「厚生年金」は公務員や企業に勤めている人が対象です。こうした加入者は第2号被保険者とよばれています。厚生年金保険料は毎月の給与に対する定率で、事業主と従業員で折半して負担します。厚生年金に加入している人は国民年金と合わせて厚生年金を受け取ることとなります。

第1号被保険者と第2号被保険者の違いは、年金という財布をいくつ持っているかをイメージすると分かりやすいでしょう。ちなみに専業主婦は第3号被保険者とよばれ、保険料は厚生年金に加入しているすべての人で負担しており、本人が負担する保険料は免除されています。

公的年金のほかにも老後の生活を支えるための上乘せ年金が存在します。第1号被保険者が加入できる国民年金基金や個人型確定拠出年金(iDeCo)、勤め先によっては確定給付企業年金や企業型確定拠出年金などの企業年金、あるいはそれがない会社勤めの会社員や公務員、また専業主婦が任意で加入できる個人型確定拠出年金(iDeCo)といったものです。いずれも、税制優遇などの措置が取られ、老後に

向けた自助努力として積極的に活用したい年金制度です。

年金記録の確認は 「ねんきん定期便」や 「ねんきんネット」で

公的年金が社会的扶養に基づく制度であることは理解しつつも、実際にどの程度の年金額が受け取れるのかは、気になるところでしょう。公的年金の給付水準は、一定の額ではなく「所得代替率」という物差しを使って算出されます。所得代替率とは、年金を受け取り始める65歳時点の年金額が、現役世代の手取り収入額(ボーナスを含む)と比べてどれくらいの割合かを示すものです。先行きの日本経済のシナリオに応じて、いくつかのパターンを描くことができますが、2014年の財政検証によれば、現役世代のおよそ5割の年金額を受給できるという試算結果が示されています(現状は6割程度)。

ただし、公的年金はすべての加入者を同じ所得代替率で計算する設計ではありません。相対的に収入が低い人は代替率が高くなり、収入の高い人は低くなる仕組みになっています。その平均基準となるのが「モデル世帯」です。具体的には、夫は40年間厚生年金に加入し、その間の収入はボーナス込みで現役世代の平均額、妻は20歳から60歳まで専業主婦で国民年金にのみ加入していたという世帯

【図表3】ねんきん定期便の見方

50歳以上のねんきん定期便（表）

50歳未満のねんきん定期便（表）

ねんきん定期便（裏）※50歳以上と50歳未満の共通部分

を想定しています。モデル世帯はあくまで計算上のモデルであり、同じ条件の世帯でない限り、個々の加入者の受取額の目安にはなりません。

そこで支払った保険料や自分自身の年金受取見込額を知る手段として、大切なものが「ねんきん定期便」です。ねんきん定期便は、国民年金と厚生年金の加入者に毎年の誕生日に日本年金機構から郵送される書類です。ねんきん定期便には、月々の保険料納付額が記載されています。50歳未満が受け取るねんきん定期便には、発行時点までの年金加入実績に応じた年金額が記載されています。一方で、50歳以上が受け取るねんきん定期便には、老齢年金の受取見込額も具体的な金額で記載されています。もっとも、記

記事の冒頭で、国民年金保険料の納付率は7割程度と記しました。公的年金は、いざというときのセーフティネットですが、義務と権利が伴います。未納のままでは、老齢年金はもちろん、障害年金も遺族年金も受け取る権利は生じません。もしもの際に困るのは自分自身です。また、年金の給付には、税金が半分か用いられています。たとえば保険料を納め

未納のままでは、もしもの際に困るのは自分自身

載されている金額はあくまで発行時点の年金加入状況が60歳まで続くことを前提としたものであることには注意が必要です【図表3】。また、50歳以上が受け取るねんきん定期便では、企業を母体として設立される「厚生年金基金」の扱いにも注意が必要です。厚生年金基金では、国に代わって、厚生年金の運用や給付の一部を行っています。この代行部分については、見込額の計算から除外されています。

この代行部分を含めた見込額を知る場合も含め、ねんきん定期便に記載されている「ねんきんネット」という登録型のウェブサービスを利用することがおすすめです。「年金見込額試算」という機能を用いれば、厚生年金基金から支給される額も含め自分の年金額が分かります。また、ねんきんネットでは、24時間いつでも最新の記録（毎日更新）を確認することができます。

人生100年時代のこれからの日本において、公的年金はますます重要な生活の支えになるでしょう。まずは、将来の

公的年金はますます重要な生活の支えに

額以下の場合や学生の場合には、「納付猶予」を適用することもできます。免除と同様に、年金の受給資格期間としてカウントされます【図表4】。失業や離婚など、何かの事情で保険料を納付できない状況になった際は、すぐにお住まいの市区町村や最寄りの年金事務所に相談するべきでしょう。

賢く選ぶ選択肢「国民年金保険料」の納付方法

毎年4月に当該年度分の納付書が送られてくる国民年金の保険料。金融機関の窓口やコンビニエンスストアまで足を運んで納めるのは面倒だと感じていませんか。それ以外にも便利な納付方法があるのをご存知ですか。また、まとめて前払いすると、保険料が割引となるお得な制度もあります。ライフスタイルや支出タイミングに合わせて納付方法を検討してみたいかがでしょうか。

<便利な納付方法>

■電子納付 (Pay-easy)

Pay-easy (ペイジー) とは、ネットバンキングやATMを使って国民年金保険料や税金などの納付ができるサービスです。自宅や外出先から、夜間や休日でも、納付書記載のペイジー納付用の番号を入力するだけで簡単に納付できます。

詳細は、Pay-easyのホームページをご覧ください。

<http://www.pay-easy.jp>

■口座振替、クレジットカード納付

口座振替やクレジットカード納付を利用すれば、金融機関などに行く手間と時間が省け、納め忘れを防ぐこともできます。なお、利用に当たっては、年金事務所などへの事前の申し込みが必要です。

<保険料の割引制度>

■2018年度の保険料 (毎月納付との比較)

	6カ月分 前払い	1年分 前払い	2年分 前払い
窓口納付、 電子納付、 クレジットカード納付	97,240円 (▼800円)	192,600円 (▼3,480円)	378,580円 (▼14,420円)
口座振替	96,930円 (▼1,110円)	191,970円 (▼4,110円)	377,350円 (▼15,650円)

(出所) 日本年金機構WEBサイト

【図表4】国民年金保険料の免除・納付猶予による年金への影響

	納付	全額免除	一部免除	納付猶予(学生納付特例)	未納
老齢・障害・遺族基礎年金の受給資格期間に…	含まれる	含まれる	含まれる	含まれる	含まれない
老齢基礎年金額の計算に…	含まれる	含まれる※	含まれる※	含まれない	含まれない

※保険料を全額納めた場合と比べて、受け取る年金額の割合が以下の通りとなります(2009年4月以降の免除期間。免除を受けた金額の半部分が年金として加算されるのがポイントです)。

免除額	受け取る年金額
4分の1	8分の7
半額	4分の3
4分の3	8分の5
全額	2分の1

(出所) 日本年金機構「国民年金保険料納付のご案内」より山中伸枝氏作成

自分や社会のためにきちんと保険料を納め続けるとともに、自分の加入状況や受け取れる年金給付額の目安をねんきん定期便やねんきんネットで確認することです。相対的な収入の違いで所得代替率は変わるものの、保険料を多く納めた人はそれだけ多くの年金を受け取る権利がある

ことに変わりありません。厚生年金保険料は収入対比の定率で収入が高くなるほど保険料も高くなり、給付額も多くなります。また、公的年金の年金給付額には、自分で工夫する余地があることを理解すれば、老後の備えも具体的に考えられるはず。例えば、受給開始年齢を変えること。受給開始年齢を70歳にすれば、月々の年金受給額はモデル世帯で10万円ほど上乗せされる計算です。受給開始年齢を繰り上げれば、早い年齢から年金を受け取れますが、月々の受給額は少なくなるため、貯蓄の取り崩しや継続的な資産運用が必要になりそうです。自営業者など第1号被保険者で国民年金基金に加入していない人であれば、月額

400円の上乗せで将来の老齢基礎年金額が増える「付加保険料」の納付も、検討に値します。また、老齢年金の受給資格期間が10年に短縮された現在、資格期間が10年に満たない人であっても、過去分の納付(納付期限から2年以内であれば納付可能)や60歳以降での任意加入などを活用し、資格を得よう努めてみるのも大切です。老齢年金は、思っていた以上に長生きした場合でも、一生にわたって受け取れる保障なのですから。

<参考情報>

公的年金の基本が知りたいときには、厚生労働省のWEBサイト「いつしよに検証！公的年金」が役立ちます。

<https://www.nhlw.go.jp/nenkinkenhou/>

そこが知りたい

くらしの金融知識

監修/山中伸枝 (やまなかのぶえ)

ファイナンシャルプランナー (CFP®)。一般社団法人公的保険アドバイザー協会理事。確定拠出年金相談ネットワーク代表。米国オハイオ州立大学ビジネス学部卒業。「楽しい・分かりやすい・やる気になる」ビジネスパーソンのためのライフプラン相談、講演を数多く手掛ける。大手新聞社主催のiDeCo (個人型確定拠出年金) やNISAセミナーの講師など登壇も多数。金融庁サイトに有識者コラム連載中。著書には「[なんとかなる]ではどうにもならない 定年後のお金の教科書」(インプレス)、『ど素人が始めるiDeCo (個人型確定拠出年金)の本」(翔泳社)ほか多数。